

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等(15報)

(3月26日 17:00 現在)

※下線部:前回からの追加・修正箇所

1 小・中学校休業に伴う対応について

(1) 休業期間と対象人数について

区 分	臨時休業 開始日	春季休業期間	対象人数	
			児童・生徒	教職員
小学校 28校	3/3～3/25	3/26～4/7	3,202	322
中学校 6校	3/3～3/25	3/26～4/7	1,464	149
計			4,666	471

(2) 入学式・始業式について

- ・規模縮小や時間を短縮するなど感染予防対策を講じた上で実施。
- ・マスク着用、手指消毒剤での洗浄。
- ・祝辞はPTA会長のみ、来賓祝辞は行わない。(入学式)
〈入学式〉小学校:4月8日 中学校:4月9日
〈始業式〉小・中学校:4月8日
※ただし今後の状況次第では、一部または全部で中止となる可能性あり。

(3) 高校入試について

- ・各学校で説明・指示しているとおおり。

(4) 学校給食について

- ・3月3日から給食中止

(5) 部活動、課外活動について

- ・春季休業中の部活動については、県教育委員会通知(3/19)を受け、保護者の承諾を得た上で以下の感染予防対策を講じ、3月26日(木)より再開予定。

※詳細は各学校のホームページで確認

(予防対策)

- ・大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けの練習とする。
- ・体育館での換気の実施、同一運動機器を使用する場合の衛生管理の徹底。
- ・校長が実施内容を十分に確認し、当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。 等

※小学校の課外活動については、実施主体である各団体と保護者の合意の下、予防対策の徹底を図り、体育館・グラウンド等の管理者の許可を得て実施。

(6) 塾、習い事等について

- ・保護者判断による。

(7) 学校施設の利用について

- ・学校体育館については、部活動など生徒たちの使用は3月26日(木)より可とするが、一般(大人)の使用は4月7日(火)まで使用禁止を継続とする。

(8) 城南中寄宿舎「はまゆう寮」について

- ・3月3日に全寮生帰省

(9) スクールバスについて

- ・3月3日から運行休止

(10) 各保護者への連絡方法について

- ・学校ホームページで随時情報掲示
- ・保護者個々へのメール配信(まちコミメール利用)
- ・個別の文書配布(郵便、または個別訪問の際にポスト投函)

2 子どもの居場所について

(1) 放課後児童クラブ

- ・放課後児童クラブ(11箇所)は、休業期間中開設する。

(2) 学校の教室を利用した居場所づくり

- ・市内小学校28校、中学校6校の全校で3月9日から実施。

3 その他の対応等について

公民館事業 隣保館事業	3月26日(木)より主催・共催事業、講座及び貸し館について、対策を講じた上で実施及び使用を可とする。
生涯学習センター事業	3月26日(木)より自主事業・自主企画事業及び貸し館について、対策を講じた上で実施及び使用を可とする。
放課後子ども教室	春休み期間中(3/26(木)～4/7(火))の放課後子ども教室(宇和島・美沼)は必要最小限で実施する。
土曜塾	2月29日分から中止

文化・スポーツ事業	<p>①子どもたちの体育館等の個別使用については、集団利用を避けること、衛生管理を徹底すること等万全の対策を講じた上で、3月26日（木）から使用可とする。</p> <p>②屋外での子どもたちの活動（スポーツ少年団等）についても、指導者等に感染予防対策を講じるよう依頼した上で、3月26日（木）からの活動を可とする。</p> <p>③市主催の行事・活動については3/31まですべて中止を決定</p> <p>④主催が市ではない大会・イベントについても3/31までは中止要請</p>
-----------	--

※県内外から大多数の来館者が見込まれる場合においては、自粛を要請することとする。

4 市管理施設等の対応

①	南予文化会館	3/26～大規模事業については自粛を要請
②	コスモスホール三間	3/26～大規模事業については自粛を要請
③	道の駅津島やすらぎの里	3/28～温浴施設・プール・研修集会施設・レストラン部分の営業を再開
④	祓川温泉	3/28～営業を再開
⑤	道の駅みま	3/26～研修室の貸出を再開 3/10～当面の間 レストラン「畦みちの花」の営業を休止
⑥	道の駅みなとオアシス うわじまきさいや広場	3/26～特産品加工室・市民ギャラリー・研修室の貸出を再開
⑦	木屋旅館	3/26～コミュニティルームの貸出を再開
⑧	だんだん茶屋	4/1～食堂部分の営業を再開
⑨	総合体育館	3/26～利用可
⑩	スポーツ交流センター	3/26～利用可
⑪	吉田ふれあい運動公園	3/26～利用可
⑫	三間国民体育館	3/26～利用可
⑬	津島勤労体育センター	3/26～利用可
⑭	三間柔道場	3/26～利用可
⑮	津島柔剣道場	3/26～利用可
⑯	地区学校体育館	3/26～利用可
⑰	子育て世代活動支援センター	3/26～利用可 3月のイベントについては中止
⑱	むつみ荘	3/26～利用可

⑲	高齢者コミュニティセンター	4/1～利用可
⑳	三間町老人憩の家	4/1～利用可
㉑	保健センター	3/26～利用可
㉒	図書館	3月26日(木)より対策を講じた上で使用を可とする。 なお、自習室等一部は引き続き使用不可とする。
㉓	三間ふれあい交流館	3/26～利用可

5 申告期限延期について

- ・令和2年度の個人市民税の申告期限を4月16日まで延長する。

6 事業者向け支援について

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証第4号の認定

- ・一般保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することが可能となる。

(2) 中小企業振興資金融資制度

- ・低金利で500万円までを上限に融資する。

(3) 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度

- ・日本政策金融公庫のマル経融資の利用事業者を対象に、支払われた利息の一部を補給する。

【問い合わせ先】

- ・小中学校の対応について: 宇和島市教育委員会学校教育課(0895-49-7031)
- ・放課後児童クラブについて: 宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・申告期限の延長について: 宇和島市市民環境部税務課(0895-49-7010)
- ・事業者向け支援について: 宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7080)

〈各施設〉

- ・①～②: 宇和島市総務部企画情報課(0895-49-7003)
- ・③～⑦: 宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7023)
- ・⑧ : 宇和島市産業経済部農林課(0895-49-7022)
- ・⑨～⑯: 宇和島市教育委員会文化・スポーツ課(0895-49-7033)
- ・⑰～⑱: 宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・⑲～⑳: 宇和島市保健福祉部高齢者福祉課(0895-49-7018)
- ・㉑ : 宇和島市保健福祉部保険健康課(0895-49-7020)
- ・㉒ : 宇和島市教育委員会生涯学習課(0895-49-7032)
- ・㉓ : 宇和島市三間支所産業建設係(0895-49-7102)